

●届出に必要な提出書類

1 「届出対象行為に係る事前相談」(条例第20条)

内容 建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為、土地の形質の変更を行う際に、届出に先立って内容の審査、また、必要な場合は改善の指導又は協議を行う。

様式 「景観計画区域内の届出に関する事前相談書」【規則 様式第4号】

2 「行為の届出」(法第16条第1項)

内容 建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為及び土地の形質の変更を行う際に、当該行為の内容について届出する。

様式 「景観計画区域内における行為の届出書」【規則 様式第1号】

3 「変更の届出」(法第16条第2項)

内容 届出した事項を変更するに当たって、事前に届出する。

様式 「景観計画区域内における行為の変更届書」【規則 様式第2号】

4 「国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知」(法第16条第5項)

内容 国の機関又は地方公共団体が行う建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為、土地の形質の変更を行う際又は通知した事項を変更する際に事前に通知する。

様式 「景観計画区域内における行為の(変更)通知書」【規則 様式第3号】

5 「届出した行為の完了報告」(規則第13条)

内容 届出した行為が完了したとき、行為の完了後14日以内に報告する。

様式 「景観計画区域内における行為の完了報告書」【規則 様式第6号】

●提出部数

	届出事項等の名称	部数
1	届出対象行為に係る事前相談 (条例第20条) 「景観計画区域内の届出に関する事前相談書」 【規則 様式第4号】	2部
2	行為の届出 (法第16条第1項) 「景観計画区域内における行為の届出書」 【規則 様式第1号】	
3	変更の届出 (法第16条第2項) 「景観計画区域内における行為の変更届出書」 【規則 様式第2号】	
4	国の機関又は地方公共団体の行為の通知 (法第16条第5項) 「景観計画区域内における行為の(変更)通知書」 【規則 様式第3号】	1部
5	届出した行為の完了報告 (規則第13条) 「景観計画区域内における行為の完了報告書」 【規則 様式第6号】	1部

●届出等に添付する図書

行為の種類	添付図書		
	種類	規格	図書に記載する内容
・建築物の建築等 ・工作物の建設等	景観形成基準 チェックシート	別に定める様式	景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の 状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	配置図	縮尺100分の1以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物 又は工作物の位置関係 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 樹木等を植栽するときにあつては、当該樹木 等の位置、種類、高さ及び本数 6 外構施設の位置、材料及び面積 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図	縮尺50分の1以上	1 各面の方位及び寸法 2 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩（マンセ ル表色見本等により具体的に示したもの。）
	現況写真等	右欄1は、カラー写真 同欄2は、フォトモンタ ージュ、コンピュータグ ラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況（2方向以上） 2 行為後の状況（完成予想図）
・開発行為 ・土地の形質の 変更	景観形成基準 チェックシート	別に定める様式	景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の 状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	現況図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 断面図に係る断面の位置及び方向 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	計画平面図	縮尺100分の1以上	1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後における行為の場所の縦断面及び 横断面
	現況写真等	右欄1は、カラー写真 同欄2は、フォトモンタ ージュ、コンピュータグ ラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況（2方向以上） 2 行為後の状況（完成予想図）

備考 行為の規模が大きいため添付図書の規格の欄に定める規格によって適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、市長が適切と認める規格の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

完成予想図の考え方

- 1 現状の写真などを基にして、周囲の住宅や緑など、新たに建設する建築物等以外についてもありのままに表現してください。フォトモンタージュ、コンピュータグラフィックなど、専門知識がない方が見ても理解できる表現にしてあれば結構です。また、図の視点は、現地周辺の実際の場所を設定してください。
- 2 完成予想図は「風景」を描いていただくものです。実際に建設予定地のそばから見えるであろう新しい風景を描いてください。場合によっては、建築物が樹木で見えづらくなることもありますが、そのまま描いてください。樹木と馴染んだ風景であることが大事です。
- 3 立面図においては、2面以上とします。それぞれについて着色をして、外壁に使用する色彩のマンセル値を表示し、使用する塗料見本〔(社)日本塗料工業会発行〕等を添付するとともに、外壁の各立面の見付面積に対する基本色等の使用面積の割合を記入してください。